国連制裁委員会による指定日：2012年６月29日（2014年２月11日に改訂）
その他の情報：ハッジ・ハイルッラー・ハッジ・サタール両替所（621. に指定した団体）の共同所有者であり、アブドゥル・サタール・アブドゥル・マナン（619. に指定した個人）と関係がある。Barakzai部族に属する。父親の名前はHaji Khudai Nazar（別名：Nazar Mohammad）。

634. アフメド・シャフ・ヌールザイ・オバイドゥッラー（別名：(a)ムラー・アフメド・シャフ・ヌールザイ(b)ハッジ・アフマド・シャフ(c)ハッジ・ムラー・アフマド・シャフ(d)マウラウィ・アフメド・シャフ(e)ムラー・モハンメド・シャフ）
AHMED SHAH NOORZAI OBAIDULLAH (a.k.a. : (a)Mullah Ahmed Shah Noorzai (b)Haji Ahmad Shah (c)Haji Mullah Ahmad Shah (d)Maulawi Ahmed Shah (e)Mullah Mohammed Shah)
称号：(a)Mullah（ムラー）(b)Maulavi（マウラヴィ）
役職：不明
生年月日：(a)1985年１月１日(b)1981年
出生地：Quetta, Pakistan
国籍：不明
旅券番号：パキスタン旅券　ＮＣ5140251（2009年10月23日発行、2014年10月22日失効、2013年時点で公式に失効措置済み）
ＩＤ番号：パキスタン国民ＩＤカード番号　54401―2288025―９（2013年時点で公式に失効措置済み）
住所：Quetta, Pakistan
国連制裁委員会による指定日：2013年２月26日（2014年２月11日に改訂）
その他の情報：ロシャン両替所（622. に指定した団体）を所有及び経営している。グル・アーガー・イシャークザイ（572. に指定した個人）及びヘルマンド州（Helmand Province）におけるその他のタリバーンに財政支援を行っている。

○厚生労働省告示第四十二号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第七条及び第八条第二項の規定に基づき、国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月一日から適用する。

平成二十六年二月二十六日　厚生労働大臣　田村　憲久

第一条第一号中「平成二十六年三月」を「平成二十七年三月」に、同条第十号中「平成二十六年三月」を「平成二十七年三月」に、「法第九十二条の二に規定する方法（以下「口座振替」という。）」を「口座振替」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「第二号から第七号まで」を「第三号から第八号まで」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「、第一号」の下に「及び第二号」を加え、同号を同条第九号とし、同条第七号中「平成二十六年三月」を「平成二十七年三月」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「平成二十五年六月」を「平成二十六年六月」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「平成二十六年三月」を「平成二十七年三月」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「平成二十五年六月」を「平成二十六年六月」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「平成二十六年三月」を「平成二十七年三月」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「平成二十五年六月」を「平成二十六年六月」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　保険料及び付加保険料を前納しようとする日の属する月から平成二十八年三月までの期間（平成二十六年四月に法第九十二条の二に規定する方法（以下「口座振替」という。）により納付する場合に限り、前号に定める期間を除く。）

第二条第三項中「平成二十六年三月」を「平成二十七年三月」に改める。

第三条第二項中「第一条第二号又は第三号」を「第一条第三号又は第四号」に改め、同条第三項中「平成二十六年三月」を「平成二十七年三月」に改める。

第四条第二項中「第一条第四号又は第五号」を「第一条第五号又は第六号」に改め、同条第三項中「平成二十六年三月」を「平成二十七年三月」に改める。

第五条第二項中「第一条第六号又は第七号」を「第一条第七号又は第八号」に改め、同条第三項中「平成二十六年三月」を「平成二十七年三月」に改める。

第六条第三項中「平成二十六年三月」を「平成二十七年三月」に改める。

第七条第一項中「被保険者が」の下に「、二年間」を加え、「別表第三十又は別表第三十一」を「別表第三十から別表第三十二まで」に改め、同条第二項中「平成二十六年三月」を「平成二十八年三月」に、「別表第三十二から別表第三十六まで」を「別表第三十三から別表第三十七まで」に改め、同条第三項中「別表第三十七」を「別表第三十八」に改める。

第八条第一項中「被保険者が」の下に「、二年間」を加え、「別表第三十八又は別表第三十九」を「別表第三十九から別表第四十一まで」に改め、同条第二項中「平成二十六年三月」を「平成二十八年三月」に、「別表第四十から別表第四十二まで」を「別表第四十二から別表第四十四まで」に改め、同条第三項中「別表第四十三」を「別表第四十五」に改める。

別表第一から第四十三までを次のように改める。

別表第一（第二条第一項関係）〔１年間の保険料を前納する場合〕

前納する月	平成26年４月
前　納　額	179,750円

別表第二（第二条第一項関係）〔６月間の保険料を前納する場合〕

前納する月	平成26年４月から平成26年10月までの月
前　納　額	90,760円

別表第三（第二条第二項関係）〔平成27年３月までの期間の全ての保険料を前納する場合〕

前納する月	平成26年										平成27年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前　納　額	円 194,200	円 179,750	円 165,040	円 150,280	円 135,470	円 120,620	円 105,710	円 90,760	円 75,750	円 60,700	円 45,600	円 30,450	円 15,250

別表第四（第二条第三項関係）〔平成27年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月											
			平成26年										平成27年	
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平	4月	昭和29年４月２日から昭和29年５月１日までに生まれた者	円 15,040	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	5月	昭和29年５月２日から昭和29年６月１日までに生まれた者	30,240	15,250	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	6月	昭和29年６月２日から昭和29年７月１日までに生まれた者	45,390	30,450	15,250	―	―	―	―	―	―	―	―	―